

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第18号

【発行日】1999年2月18日

～ も く じ ～

1. 公共工事先行取得用地の
情報公開訴訟に勝利
2. 公取委、水道管談合で
三社を告発
3. 住民訴訟は直接参政の一手段
4. 各地の動き
5. 第7回 役員会議事録
6. 三月の役員会について
7. かまくら市民オンブズマンと
入札制度改革
8. 今後の予定

公共工事先行取得用地の 情報公開訴訟に勝利

オンブズマンが推進する情報公開訴訟のなかで、公有地情報の公開訴訟は、最も重要なものの一つ。かわさき市民オンブズマンの活躍に見られるように、「塩漬け土地」の問題は、公共用地の先行取得が、いつ、いくらでなされたのかということが（もちろん場所の特定を含めて）オープンとなつてはじめて、具体的検討が可能となる。

ところが横浜市は、市が直接購入した土地についても、土地開発公社に依頼して取得させた土地についても、その土地の所在地や取得価格に対する情報をスミぬりにしてきた（従って、従前の開示部分からは一団の土地の面積と取得時期しかわからない）。

地方自治法 242 条は、「不当な財産の取得」について監査請求の途を開いている。地方自治体が取得する「財産」の中で、土地は最も金額の多い部類に属するが、その取得価格が分からなくては、折角の監査請求権も絵に描いたモチになってしまう。そう考えて私たちは 97 年 12 月に、右スミ塗り情報公開訴訟を提起した。

スミ塗り対象事項二つのうち、土地の「所在地」に関する情報は、裁判の途中 98 年 5 月に、市は公開にふみ切った（もっとも、前の非公開処分を公式に撤回した上での公開ではないので、原告としてはあえて「訴えの一部取り下げ」をしなかった。この点について判決が非公開処分の違法性を指摘せず、「訴えの利益」が消滅したと判断したことは、問題が残る）。

しかし、取得価格情報については市長は最後まで「非公開」にこだわったので、今回の判決に至った。この点についての結論は私たちの全面勝訴だった。

争点は、・市ないし公社の「取得価格」は、すなわち売り主の「処分価格であるから、これは個人情報ではないが、・今後の用地買収事務に支障が生じないか、の二点だった。裁判所は、・公開する必要性が特に高いのに対比して、「プライバシーとしての要保護性」は弱い、・用地取得事務などに支障が生じていないことは、この種の情報を公開している川崎市や鎌倉市から裁判所への回答でも明らか、であるとして横浜市長の主張をしりぞけた。

訴訟の過程で、政令指定都市 12 市がこの問題をどのように取扱っているかというデータが、市長側から提出された。それによると横浜市の当初の方針と同様に地番と価格の両方とも非

公開(××)とするのは千葉市と神戸市の2市、価格非公開(×)が横浜、売り主が複数ならば価格公開する(△)は京都、全面公開(○)は札幌、仙台、川崎の3市、これまでにこの種の情報公開請求を受けたことがないのが名古屋、大阪、広島、北九州、福岡の5市ということである。「全面公開」の自治体が増えてほしいと思う。ちなみに全国市民オンブズマン連絡会議は、2月14日の幹事会で、公担保有地のリストを全国一斉に情報公開請求することに決めた(3月18日予定)。

公開している政令指定都市が3市ある、ということを目ざしている以上、横浜市は判決には当然従うもの、と思っていたら、予想に反して横浜市側は2月8日に控訴したので、論争は東京高裁に引き継がれることになった。

地裁が結審した後に出たので、判決には反映できなかった重要な資料として、土地政策審議会意見書(99年1月13日付)がある。土地政審は国土庁長官の諮問機関で、約2年前から「ポスト『右肩あがり』時代の土地関連諸制度のあり方」について、検討を重ねて来た。検討テーマの一つに、「土地情報の開示・提供の仕組みの整備」がある。これは、自治体が購入する場合に限らず、全ての土地取引について売買価格の事後公表を義務づけるべきか否か、というテーマである。

この点について土地政審意見書は、今回の横浜地裁判決と同様、「土地の実売価格および成約資料は個人の基本的な人権に関わる情報とはいえず、その開示がプライバシーの侵害にもあたるとは考えられない」といっている。

このような広い世の中の流れを、高裁での審理に反映させ、横浜市長に対し、「無駄な抵抗をやめよ」と迫ろう。

(大川 記)

公取委、水道管談合で3社を告発 仕掛け人はかながわ市民オンブズマン

2月4日、公取委はクボタなど水道管大手メーカー3社を独占禁止法違反容疑で検事総長に告発した。公取委の告発は一昨年2月の東京都発注水道メーターの談合事件以来2年ぶり。県、横浜、川崎はこの3社に対する3ヶ月間の指名停止を発表。また、8日二派東京地検が3社の幹部10人を独禁法違反の疑いで逮捕した。ヤミカルテル容疑で逮捕者が出たのはこれが初めて。

大きく報道されたこの告発劇の仕掛け人は、他にもないかながわ市民オンブズマン。情報公開で入手した過去4年間の水道管落札価格を分析し、3社が談合を繰り返している疑いが強いとして公取委に申告したのが97年12月。1年余りを経て今回の公取委による告発へと進展した。大川代表幹事の元にはテレビ・新聞の取材が殺到、対応に大わらわの一幕も。

(保坂 記)

住民訴訟は直接参政の一手段

「かながわ市民オンブズマン」の連続学習会(①情報公開制度、②監査請求)の三回目の学習会(住民訴訟)が、一月三十日(土)、横浜市にある技能文化会館で開かれた。「オンブズマン」側から八件、その他の県内の住民訴訟七件が報告された。いずれも具体的な報告で、関わっている人々の苦勞が生々しく伝わってきた。

その中で岡本太郎美術館訴訟の原告から「現在公金支出差止請求し、証拠調べが進行中であるが、一方で建物がどんどん出来上がっていくことに虚しさを感じる」という意見が出された。ほかにも同様な意見が続出し、会場は一時無力感に襲われそうになった。これに対して木村和夫弁護士が述べた「住民訴訟は直接参政の一手段である」という言葉には人々にハッとさせるものがあった。実に新鮮だった。更に「住民訴訟はたとえ敗訴が続いたとしても、判決内容で少しづつ勝っている。そこに意味がある」という発言にも、参加者は非常に勇気づけられた。

(生田 記)

各地の動き

住民訴訟交流集会実施される

1月30日、技能文化会館にて、住民訴訟交流集会が開催され、約50名の参加を得た。この集会は、もともとオンブズマンの連続学習会の一環として予定されていたが、最近の行政側の住民訴訟敵視の動きに対抗する意味で、県内の住民訴訟を集約し、情報交換をする機会として住民訴訟の交流集会を企画した。

集会に先立って、アンケートを実施したところ、現在係属中の県内の事件だけで20件について回答を得た。内容も政教分離、環境問題、福祉問題など多岐にわたっている。

集会では、オンブズマンからの報告の他、7つの訴訟の当事者から報告を受けた。最後に、顧問の木村和夫弁護士から、住民訴訟には、参政権の行使、行政の適正さの監視などさまざまな意義があり、目先の勝ち負けにとらわれず、訴訟し続けることの大切さが指摘された。

「県議の野球大会」情報公開訴訟、公開決定させて終了

昨年8月に神奈川で行われる予定であった、都道府県議会議員の野球大会の出場選手名簿等について、県議会に公開請求したところ、「文書は実行委員会の物であり、議会の公文書ではない」という理由で公開を拒否したことについて、情報公開訴訟を提起していた。ところが、実行委員会は解散してしまったため、県議会が保管することを否定できない状態になったことから、公開決定に変更することとした。これによって目的を達したので、さる1月20日、訴訟は取下げで終了した。

野七里「土地取引疑惑」情報公開訴訟を提起

横浜市栄区野七里の土地について、市議員が自己の土地を高額で市に買い取らせた上、代替地を取得したとの疑惑が持たれている問題について、よこはま市民オンブズマンが協力して住民監査請求を行なったが棄却された。そこで、棄却の根拠となっている事実に関する文書の公開を求める情報公開訴訟を、1月25日に提起した。公開を求める文書は、鑑定評価書、鑑定依頼文の一部、土地利用調整会議資料の「変更の理由」欄である。また、河川改修に関する変更後の図面を当初の請求の際存在自体を秘匿して公開しなかったことについて（存在が判明した上で後日の請求では公開）損害賠償請求をしている。同日言い渡された土地開発公社所有地情報公開訴訟判決の内容からすれば、これらの文書も公開すべきものであり、裁判の帰趨が注目される。

横須賀市、市長交際費の公開を拡大

会員の山口正子さんが公開請求していた、横須賀市の市長交際費の不服申立に対して、横須賀市公文書公開審査会は、昨年12月17日、香典・見舞の相手方を除き、広く公開をすべきとの答申を出した。これを受けて市長は、1月13日付けでこれにしたがう決定をした。神奈川県では非公開の、懇談に関する情報等も公開されることとなり、全国的に見てもレベルの高い公開となる。

なお、神奈川県に対しては、本間代表幹事が知事交際費を公開請求し、現在審査会で審議中である。

座間談合訴訟第2次提訴

座間市の談合問題について、昨年の第1次提訴に続き、1月11日、原告3名により、10億1,622万円余の賠償を求める第2次訴訟を提起した。



第7回 役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成11年1月13日 18:00~19:00

場所 鎌倉中央公民館

今年度初の横浜を離れての役員会。後半は勉強会のため、議題をしぼって1時間で行ないました。

<議事内容>

活動関係

- ① 1月30日の学習会の準備
住民訴訟の交流集会とする。
(内容は2頁を参照)
- ② 横浜市情報公開条例改正についての意見陳述・報告
12月17日5時から約40分間。よこはま市民オンブズマンとあわせて。大川、森田、新美、金子が陳述。
- ③ 神奈川県情報公開条例改正について
11月下旬に中間報告が発表された。意見書および意見陳述の申入れをする。(その後1月18日に意見書を提出)。
- ④ 議会透明度調査
一昨年にしたままなので、改善度を見るために今年は実施することに。
- ⑤ その他
納税貯蓄組合について、小田原市の事件の判決を機に、岐阜のオンブズマンが取組みはじめる。
かわさき市民オンブズマンより、市長宛入札制度改善の申入れの報告。

全国関係

- ① 全国一斉請求について
ランキングは3月3日に発表予定。
来年の全国大会(神奈川で実施)について
黒田さん(川崎)に実行委員会事務局長をお願いする。
2月12日の役員会で実行委員会体制を確立する。

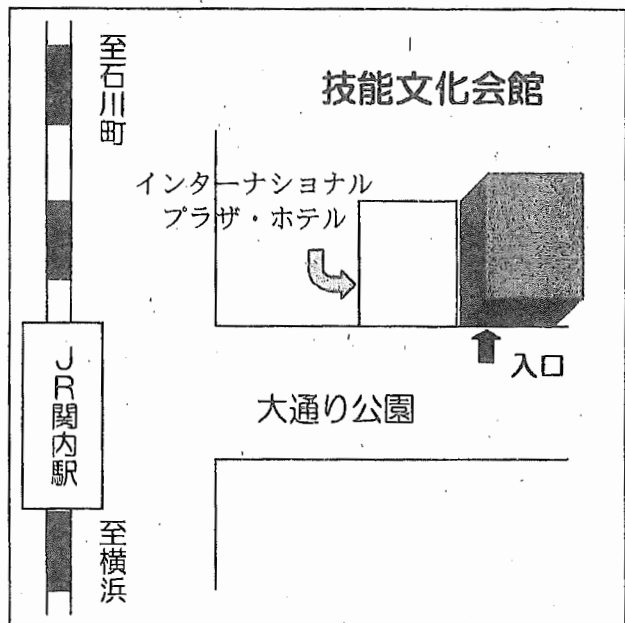
運営関係

- ① 総会準備
4月24日午後を予定(同日午前、よこはま市民オンブズマンの総会)
ゲストとして全国の代表幹事的な方を招く。
議事の内容(人事、活動方針、会費、会則改正の可否等)は次回以降提案。
- ② 役員会日程
原則第2金曜日 18時30分から
3月12日、4月9日

3月の役員会について

3月役員会は以下の通り行います。どなたでも参加できますので、奮ってご参加ください。

と き: 3月12日(金) 18:30~
と ころ: 横浜市技能文化会館
801号室



かまくら市民オンブズマンと 入札制度改革

かながわ市民オンブズマンの地道な活動が、い
わゆる水道管カルテル摘発の端緒となったこと
は、連日の報道でご存知の通りですが、ヤミカル
テルが 20 年以上続いたとすれば、そこには官業
癒着の構造が自ら見えてきます。

官許談合ともいうべき構造は、座間市をはじめ、
昨今の茅ヶ崎や平塚での調査からも明らかです。
かつて鎌倉にも、否、ほんの 2~3 年前まで、こ
の構造がありました。

97 年、かまくら市民オンブズマンが過去 3 年分
の公共工事にかかる入札記録を調べたところ、お
よそ 1,000 件のうち 99.9%が談合の傍証とされる
一位不動、土木工事では市が定めた 3 ランクの指
名グループが受注を配分していた跡が見られまし
た。他の多くの自治体と同様に、鎌倉でも長い
間、慣行的に談合が繰り返されてきたといえます。

この悪しき慣行に一定のブレーキをかけたの
は、新任の契約検査課長のヤル気でした。

94 年、条件付き一般競争入札の試行から始まっ
た制度改善策は、行政がヤル気を出せばここまで
できるという一例です。以下は、先月 13 日に鎌
倉で行われたかながわ市民オンブズマンの役員
会での当の課長の報告の要約です。

ここまで進んだ制度改革「かまくら」も後押し

報告にあたって、課長が用意したレジュメには、
新たに導入した入札・契約制度として 12 のポイ
ントが示されています。改善点は、ここ 5 年の間
に実施した制度を、ほぼ年代順に列挙しているの
で、これにそってレポートします。

- (1) 条件付き一般競争入札・工事希望型指名競争
入札——この制度導入により、参加業者の幅が
広がり、競争性が高まった点、発注者の恣意性
が排除できた点、そして、業者選定の過程が透
明化された点をあげています。工事希望型の指
名は、公募を前提にしています。
- (2) 現場説明会の廃止——工事箇所とその概要を
事前に公表する代りに、談合のきっかけとなる

現場説明を中止。設計図書に対する質問は文書
で受付けることとしました。

- (3) 低入札調査制度——最低制限価格制度を廃し
て導入したこの制度により、昨年度は 118 件中
41 県が対象(低入札調査)案件となっています。
低価格に対する落札比率は 72.08%で、概そ 5
億 7 千万の工事費を削減できました。
- (4) 工事箇所の事後公表——情報(公文書)公開制
度を利用することにより、発注予定工事の情報
を事前に広く伝えています。
- (5) 工事完成保証人の廃止——工事完成保障を金
銭または保証証券の差入れによるものとしま
した。
- (6) 談合情報対応マニュアルの制定、防止策——
96 年の制定後 2 年間に寄せられた談合情報は
10 件。うち、JV を抽選によって組み替えた案
件 1、抽選により入札参加者を 2 分の 1 に減じ
たもの 3 件。3 分の 1 に減じたもの 3 件。4 分
の 1 に減じたもの 1 件。業者を入れ替えて再入
札としたもの 2 件となっている。
- (7) 各種基準等の公表——公表により落札比率は
90.0%となりました。
- (8) 選考停止等の業者名の公表
- (9) 設計図書等の購入義務付け——これらの 2 つ
の措置は他市でも実施しているところですが、
より厳しい制度の一つとして注目されます。
- (10) 入札参加業者の随時受付——受付期間を限定
しないことにより、工事入札で 8 社、物品納入
で 19 社の新規参入がありました。
- (11) 予定価格の事前公表の試験的実施——昨年試
行した 36 件中、4 件が低入札調査の対象にな
り、落札比率の平均は 91.65%になりました。

このほか、レジュメには記されていませんでした
が、これらの制度改革に伴い、入札会場を公開
して市民が立ち合えるようになりました。

同課長は、今後の課題として、予定価格の事前
公表の制度化を検討すること。技術提案型競争入
札、設計施工の一括受注など新たな入札方式を検
討すること。入札から随意契約への移行を廃止す
ることなどをあげ、入札制度の基本的な枠組みの
再構築を提案しています。

(かまくら市民オンブズマン 池田 記)

全国大会ニュース

第6回全国市民オンブズマン大会（於神奈川県）の実行委員会が立ち上がりました。

大会実行委員長には大川隆司、事務局長には黒田達郎（かわさき）の両氏が就任。

事務局長のもと、総括班、資料班、宿泊班、設営班等を組織して、7月の大会に向けて大会の準備を進めていきます。

実行委から会員の皆さんのもとに協力要請があった折には、是非ご協力をお願いします。



今後の予定

2月24日（水）／10：00～

- ・ 保養所用地買受差止事件（弁論）
（於 横浜地裁1民）

3月1日（月）／10：00～

- ・ 三浦市公共工事予定価格等公開請求（弁論）
- ・ 伊勢原市公共工事予定価格等公開請求（弁論）
（於 横浜地裁1民）

3月1日（月）／13：10～

- ・ 座間市談合事件 第2次損害賠償（弁論）
- ・ 縦貫道汚職土地払下事件（弁論）
（於 横浜地裁1民）

3月12日（金）／18：30～

- ・ かながわ市民オンブズマン 役員会
（くわしくは4頁を参照）

3月15日（月）／16：00～

- ・ 下水道談合事件（弁論）
（於 横浜地裁1民）

3月24日（水）／10：00～

- ・ 葉山町公共下水道事件（弁論）
（於 横浜地裁1民）

3月31日（水）／10：00～

- ・ 設計金額・設計単価等 情報公開請求事件
（判決）
（於 横浜地裁3民）

同 10：30～

- ・ 茅ヶ崎職員派遣事件（損害賠償・不当利得）
（判決）
（於 横浜地裁3民）

広報誌：「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第18号
＜第18号の編集スタッフ＞

森田明 杉本三郎 保坂令子 村上英吾

事務局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内
（以下の時間帯には事務局員がいます）

木曜日 13：00～16：00

電話：045-664-7825

電子メール：dcj03216@hamakko.or.jp